

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三七九号

平成十四年六月二十五日

(火曜日)

九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

告示

目次

土地改良事業変更計画書の縦覧

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

漁業災害補償法の規定に基づく同意

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗

に係る事項の変更の届出

電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更

公 告

特殊肥料の検査結果の公表

公共測量の実施

人委告示

平成十四年度島根県職員（経験者及び地区別）採用

試験の実施

正誤

平成十四年六月七日付け島根県報第一、三七四号中

（用地対策課）六

(農村整備課)	一
(漁業管理課)	一
(商工企画課)	二
(道路整備課)	二

事業主体名
事業主

事業業名

島根県告示第六百十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間
町土地改良	三葛地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	二十一年間
八束郡鹿島町土地改良区	宇出地区区画整理事業	計画書の写し	場所

告示

八束郡鹿島町土地改良区	宇出地区区画整理事業	平成十四年三月二十二日	完了年月日
湯戸地区用排水施設事業		平成十四年三月二十二日	
講武地区農道事業		平成十四年三月二十二日	
芦谷地区農道事業		平成十四年三月二十二日	

七田地区区画整理事業
平成十四年三月二十二日

島根県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第

島根県告示第六百十一号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）

第百八条の二第二項の規定による同意があつたと認めたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

(変更後) 午後九時
駐車場を利用する時間

(変更前) 午前九時三十分～午後八時三十分
(変更後) 午前九時三十分～午後九時三十分

一 加入区の名称

知々井加入区

二 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区のうち海士町大字知々井の区域

三 漁業の区分

漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

島根県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

- 1 意見書の提出先
松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
 - (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
 - (五) 意見を述べる理由
- 3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地以外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島市南区京橋町一一番二二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後八時

島根県告示第六百十四号

電線共同溝を整備すべき道路の指定区間を次のとおり変更したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第四項の規定により告示する。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

(一) 平成十四年四月

公 告

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

一般 国 道		道路の種類		指 定 年 月 日
百九十一号		路 線 名	区 間	
後	前	変更前	後の別	
益田市あけばの西町一一番九地先から同町一二番五地先まで				
益田市あけばの西町一一番九地先から同町一三番四地先まで				
上 下	上 下	上 下	上 下	上 り線又は 下 り線の別
平成十四年六月二十五日				

備考①：分析結果を実施した成分の略号は次の通りである。

T N — 窒素全量、T P — りん酸全量、T K — 加里全量、T C u — 銅全量、T Z
n — 亜鉛全量、C / N — 炭素窒素比、水分 — 水分含有量

備考②：特記あるものを除き、数値は現物当たりの値である。

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類
公共測量（河川縦横断図作成）
二 作業期間
平成十四年四月十五日から平成十五年三月十日まで
三 作業地域
邑智郡羽須美村

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県職員（経験者及び地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月二十五日

島根県人事委員会委員長 吉岡 艇

よる場合は、八月三十日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。
二 試験の種類・程度、試験区分、採用予定人員及び職務内容

経験者		試験の種類	試験の程度		試験区分	試験の種類	試験の程度	採用予定人員	職務内容
看護師	土行木政	試験区分	短大卒業程度	大学卒業程度	行政	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事	二名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
(注)(一)受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。 (注)(二)申込書受付後の試験区分の変更は認めない。 (注)(三)採用予定人員は、変更する場合がある。	ア 年齢、資格、学歴等	地区別	高校卒業程度	看護師	土木	島根県の諸機関に勤務し、専門的業務に従事	一名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
昭和四十四年四月二日から昭和五十年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で満二十八歳から満三十三歳までの者）。学歴不問。	年齢・性別・学歴	区	一般事務（石見地）	五名	木	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、隠岐郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般事務に従事	二名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事

一 受付期間
平成十四年八月五日（月）から同年九月六日（金）まで
受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、九月六日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、九月六日までの消印のあるものに限り受け付ける。

区分	試験の種類	試験種目	
		内	容
イ 経験年数	昭和四十六年四月二日から昭和五十二年四月一日までに生まれた者(平成十五年四月一日現在で満二十六歳から満三十一歳までの者)。学歴不問。		
ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「看護師」を除く。)			
イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)			
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者			
エ 島根県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者			
オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			
四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表			
試験区分	試験地及び試験場	合 格 発 表	
第一次試験	平成十四年十月十三日(日) 受付時間 九・〇〇～九・一〇 試験開始時間 九・三〇	東京都 (港区南青山七丁目) 大阪府 (大阪市中央区大手前) 大阪マート・チャンダイズ (大阪市中央区大手前) 別のみ 広島市 (広島YMC Aホール (広島市中区八丁堀)	島根イン青山 (港區南青山七丁目)
第二次試験			
十一月十六日(土)(第一次試験合格通知の際に通知する。)			

五 試験の種目及び内容

第二次試験		第一 次 試 験			区分	試験の種類
地区別		地区別	教養試験	論文試験		
地 区 別 別 の み	経 験 者	身体検査	適性検査	人物試験	作文試験	経験者 (土木「看護師」のみ)
六 受験手続	(一) 申込書の交付	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。)	職務遂行に必要な適性についての検査	職務遂行に必要な能力等をみる目的での個別面接(事前に公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験)	論文試験	専門試験 (試験区分「土木」「看護師」のみ)

(一) 受験手続

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書きし、百二十円切手をはったて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、また

毎週火・金曜日発行

は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書きし、書留にすること。

七 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。
八 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、給与条例等の定めに従い扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成十四年四月一日現在）

地区別 (一般事務 石見地区)	看護師	行 政		学歴	年齢	民 公 務 間 等 に 有 用 経 歴 な れ ば	初任給月額
		土木	行政				
高校卒	短大卒	大学卒	二十八歳	三十三歳	三十三歳	六 年	二一一、三〇〇円
三十歳	二十六歳	三十三歳	二十八歳	十一 年	七年	二四三、二〇〇円	二四一、八〇〇円
							一八八、九〇〇円
							二〇六、〇〇〇円

正 誤

平成十四年六月七日付け島根県報第一、三七四号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ
二
上段

島根県告示第五百
六十六号の表中

誤
吉田村大字吉田字曾木

正